

## 5 みどり認定に関するQ&A

Q1) 温室効果ガスの排出削減の取組は、土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組に追加で取り組まなければ認定が受けられないのか。

A1) 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組と温室効果ガスの排出削減の取組は、それぞれ別のメニューであり、農業者はいずれかに取り組むことを計画申請すれば認定を受けることができます。

Q2) 実施計画の申請に当たって、土壌診断の添付は必須なのか。

A2) 土壌診断の添付は必須としています。  
※土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組に限る。

Q3) 計画には、取組面積の拡大や削減率の深掘りなど、上向きの目標を設定しなければならないのか。

A3) 制度上、目標と取組内容が整合的なものとなっていれば、すでに環境負荷低減に取り組んでいる方が現状維持の取組・目標を掲げる計画であっても認定することは可能です。ただし、新たな設備や技術の導入など投資を伴う計画については、通常、上向きの目標を設定することが想定されます。

問合せ先	電話番号	郵便番号	住所
千葉農業事務所	043-300-1985	266-0014	千葉市緑区大金沢町 473-2
東葛飾農業事務所	04-7143-4122	277-0861	柏市高田 990-1
印旛農業事務所	043-483-1129	285-0026	佐倉市籾木仲田町 8-1
香取農業事務所	0478-52-9192	287-0003	香取市佐原イ 92-11
海匝農業事務所	0479-62-0156	289-2504	旭市二 1997-1
山武農業事務所	0475-54-1122	283-0006	東金市東新宿 1-11
長生農業事務所	0475-22-1751	297-0026	茂原市茂原 1102-1
夷隅農業事務所	0470-82-4956	298-0212	夷隅郡大多喜町猿稻 14
安房農業事務所	0470-22-7131	294-0045	館山市北条 402-1
君津農業事務所	0438-25-0107	292-0833	木更津市貝淵 3-13-34

千葉県農林水産部環境農業推進課 TEL:043-223-2773

千葉県 みどりの食料システム法

検索

## ～農業者の皆様へ～

ひとりでも、グループでも、  
環境にやさしい農業に取り組んで

# みどり認定

を受けてみませんか？

みどりの食料システム法の認定制度がスタートしました！

### みどりの食料システム法<sup>※</sup>とは

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す  
「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた法制度で  
令和4年に制定・施行されました。

※環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

### 認定を受けるメリット

- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。

(令和5年11月)

# 1 みどり認定の対象となる取組活動とは

▶ 農業者は、環境負荷の低減に取り組む5年間の環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、知事の認定を受けることができます。

□環境負荷低減事業活動とは…(みどりの食料システム法第2条第4項)

**【定義】**  
農業者が、当該農業者の行う農業の持続性の確保に資するよう、農業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う取組のことをいいます。

## 【環境負荷の低減の取組例】

- ①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の一体的取組(有機農業等を含む)
- ②温室効果ガスの排出量の削減  
(水田作での秋耕、ヒートポンプの導入、省エネ機械の導入等)
- ③その他の告示に定める活動  
(バイオ炭の農地への施用、プラスチック資材の排出・流出の抑制等)



土づくり(堆肥の施用)



化学農薬の使用低減  
(高能率水田用除草機の活用)



燃油の使用低減  
(施設園芸用ヒートポンプの活用)



生分解性マルチの使用

(写真は農林水産省資料より引用)

# 2 みどり認定の申請手続き

農業事務所で申請書類を入手又は県ホームページからダウンロードできます。

- (1) 実施計画(別記様式第1号)、認定申請書(別記様式第3号)を作成し、所管する農業事務所企画振興課へ提出します。  
※土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む場合、「土壌診断結果」を添付してください。
- (2) 認定委員会において、適正であると認められた場合は、申請者に認定書を送付します。



県HPはこちら



# 3 みどり認定を受けるメリット

## 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます

▶ 青色申告を行う農業者の方は、認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要な設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却できます。

(機械など:取得価格×32%、建物など:取得価格×16%)

## <税制特例の対象機械>



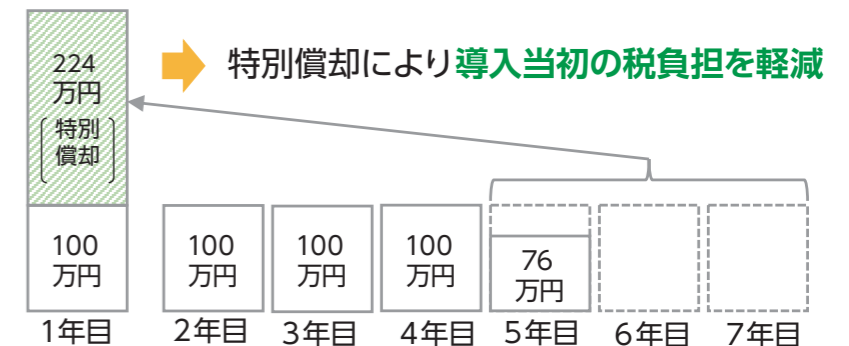
堆肥散布機 水田用除草機



税制対象一覧  
はこちら

## 特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



## ✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



## さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます

▶ 計画認定を受けると、国庫補助事業の採択審査のポイントが加算されます。

対象事業:みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など



対象事業はこちら

この他、日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付けを受けられます。

# 4 生産者団体等による「グループ申請」について

- ▶ グループ申請の場合も、計画に含まれる構成員は税制等の特例を活用することができます。
- ▶ 農協の生産部会や集落営農組織など、同じ品目や取組を行う生産者の計画内容を一覧表にまとめ、1つの計画を作成し、グループ(団体)として申請、認定を受けることが可能です。(個人で申請するより各構成員の作成負担が軽減できます。)